

## 横手市公告第23号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確認することができないため、同法第14条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月22日

横手市長 高橋 大

### 1 対象となる特定空家等の概要

建築物の所在	秋田県横手市大沢字大沢71番地3 同 高寺3番地1 同 高寺3番地8	
建築物の種類・構造・床面積	①工場 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建	3297.17 m <sup>2</sup>
	②倉庫 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	19.44 m <sup>2</sup>
	③工場 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	92.88 m <sup>2</sup>
		延床面積 3409.49 m <sup>2</sup>

### 2 所有者等に命ずる必要な措置の内容 建築物の除却

### 3 措置の期限

令和4年12月31日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

### 4 動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除却等を行うときは、建築物の内部又はその敷地内に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに搬出又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の問い合わせ先へ通知すること。

### 5 問い合わせ先

横手市市民福祉部生活環境課

電話 0182-35-4099

FAX 0182-33-7838